

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【公表番号】特表2010-520296(P2010-520296A)

【公表日】平成22年6月10日(2010.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2010-023

【出願番号】特願2009-552796(P2009-552796)

【国際特許分類】

C 0 7 F	7/18	(2006.01)
C 0 9 D	183/08	(2006.01)
C 0 9 D	183/04	(2006.01)
C 0 9 D	183/06	(2006.01)
C 0 9 D	5/16	(2006.01)
C 0 9 K	3/18	(2006.01)
B 0 5 D	7/24	(2006.01)

【F I】

C 0 7 F	7/18	C S P M
C 0 9 D	183/08	
C 0 9 D	183/04	
C 0 9 D	183/06	
C 0 9 D	5/16	
C 0 7 F	7/18	N
C 0 7 F	7/18	G
C 0 7 F	7/18	K
C 0 9 K	3/18	1 0 2
C 0 9 K	3/18	1 0 4
B 0 5 D	7/24	3 0 2 Y
B 0 5 D	7/24	3 0 2 L

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月26日(2011.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

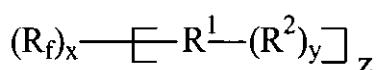
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式

【化1】



の化合物であって、

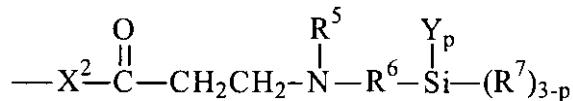
式中、

R<sub>f</sub> はフッ素含有基であり、

$R^1$  は、共有結合、多価アルキレン若しくはアリーレン基、又はこれらの組み合わせであり、前記アルキレン基は、1つ以上のカテナリー酸素又は窒素原子を含有しているか、又は含有しておらず、

$R^2$  は式：

【化2】



であって、式中、

$X^2$  は、-O-、-S-、又は-NR<sup>4</sup>-であり、式中、R<sup>4</sup> は、H又はC<sub>1</sub>~C<sub>4</sub>アルキルであり、

$R^5$  は、C<sub>1</sub>~C<sub>4</sub>アルキル、又は-R<sup>6</sup>-Si(Y<sub>p</sub>)(R<sup>7</sup>)<sub>3-p</sub>又は(R<sub>f</sub>)-R<sup>1</sup>-X<sup>2</sup>-C(O)-CH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>-であり、

$R^6$  は、二価のアルキレン基であり、前記アルキレン基は、1つ以上のカテナリー酸素原子を含有しているか、又は含有しておらず、

Yは、加水分解性基であり、

$R^7$  は、一価のアルキル若しくはアリール基であり、

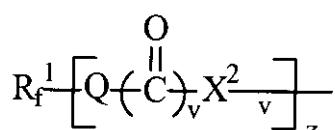
pは、1、2、又は3であり、並びに

x及びyは、それぞれ独立して、少なくとも1であり、zは、1又は2である、化合物。

【請求項2】

$R_f^1$  が式：

【化3】



であって、式中、

$R_f^1$  は、一価のペルフルオロアルキル基、あるいは二価のペルフルオロアルキレン基であり、

Qは、共有結合、又は二価のアルキレン若しくはアリーレン基であり、前記アルキレンは、1つ以上のカテナリーへテロ原子を含有しているか、又は含有しておらず、

$X^2$  は、-O-、-NR<sup>4</sup>-、又は-S-、であり、式中、R<sup>4</sup> は、H又はC<sub>1</sub>~C<sub>4</sub>のアルキルであり、

zは1又は2であり、

vは0又は1である、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

$R_f^1$  が、式

$W - R_f^3 - O - R_f^4 - (R_f^5)_q -$

の基を含み、式中、

Wは、一価のペルフルオロオキシアルキルについてはFであり、二価のペルフルオロオキシアルキレンについては開殻価電子(「-」)であり、

$R_f^3$  は、ペルフルオロアルキレン基を表し、

$R_f^4$  は、1、2、3、又は4個の炭素原子を有するペルフルオロオキシアルキレン基、又はこうしたペルフルオロオキシアルキレン基の混合物からなるペルフルオロアルキレンオキシ基を表し、

$R_f^5$  は、ペルフルオロアルキレン基を表し、

q は、0 又は 1 である、請求項 2 に記載の化合物。

【請求項 4】

シラン基の  $R_f$  基に対するモル比が 1 : 1 を超える、請求項 2 に記載の化合物。

【請求項 5】

請求項 1 に記載のシラン化合物の硬化コーティングを有する基材を含むコーティング物品。